

# 浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。

浄化槽の機能を十分に發揮させるためには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、みなさんのご協力ををお願いします。

## 保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタブレットなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにすることも重要な作業です。

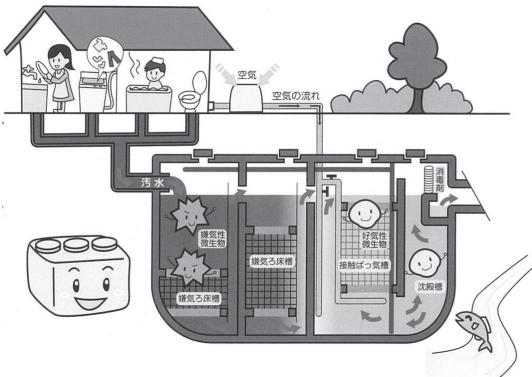
10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。

県に登録している保守点検業者に委託してください。

## 清掃

浄化槽内に溜まつた汚泥などを抜き取るのが清掃です。

年に1回以上（全ばつ氣方式は6か月に1回以上）行う必要があります。



## 法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります。その後は、毎年1回行う必要があります。

県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。  
☎ 029(291)4004

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

○お問い合わせ  
・茨城県生活環境部環境対策課  
☎ 029(301)2966  
・生活安全課 生活環境G  
☎ (84)3618 (直通)

清掃は許可事業者に委託してください。許可事業者は、町公式ホームページで確認できます。

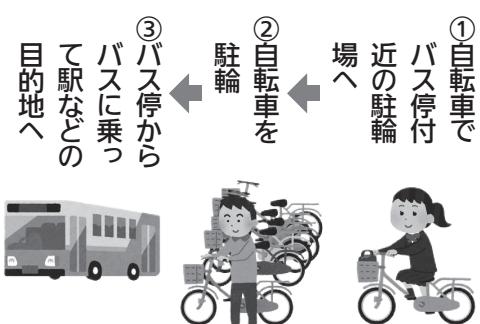
保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひ、ご利用ください。

## 一括契約システム

契約を仲介する保守点検業者、清掃業者、または、（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

■ごかりん号専用駐輪場をご利用ください  
町では、公共交通の利便性向上や環境に配慮し、「サイクル＆バスライド」を推進し、バス停付近に無料駐輪場を開設しています。  
「サイクル＆バスライド」とは、家からバス停まで自転車で行き、バス停近くの駐輪場に自転車を置いてからバスで目的地へ向かう、自転車とバスを使った移動方法の一つです。

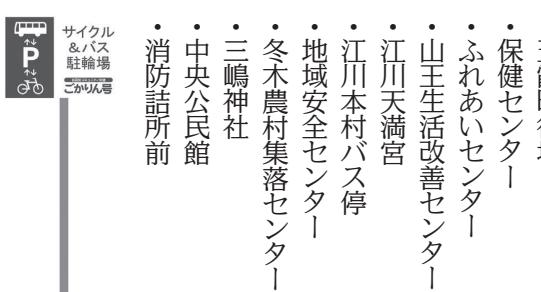
通勤・通学や買い物など様々な日常の移動手段として、ごかりん号を利用される際、駐輪場をご利用ください。



【サイクル&バスライドのイメージ】

五霞町「ごみコミュニティ交通」  
ごかりん号からのお知らせ

■サイクル＆バスライド  
無料駐輪場  
・五霞町役場  
・保健センター  
・ふれあいセンター  
・山王生活改善センター  
・江川天満宮  
・江川本村バス停  
・地域安全センター  
・冬木農村集落センター  
・三嶋神社  
・中央公民館  
・消防詰所前



【こちらの看板が目印となります】

※駐輪場での盗難や事故等は、利用者の責任において防止に努めてください。

○お問い合わせ  
・生活安全課 くらし安心G  
☎ (84)3618 (直通)